

令和7年度

第1回ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会 議事録

日時 2025年6月27日(金)午後1時30分から午後3時まで

会場 藤沢市役所 本庁舎5階 会議室5-1

出席者

(1)委員=12人

木村会長、田村委員、池田委員、戸島委員、星野委員、本間委員
村上委員、山田委員、古田委員、川口委員、鈴木委員、高橋委員
(欠席) 井上副会長、相原委員

(2)事務局=3人

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和国際課
高橋主幹、鈴木課長補佐、宇田川主任

(3)傍聴者=2名

内 容

1 議題

- (1)令和6年度事業実績及び令和7年度事業予定について
- (2)「ふじさわ女性支援計画」の策定について

2 その他

- ・(情報提供)「パートナーシップ宣誓制度に関する自治体間連携に関する協定」の拡大及び「藤沢市パートナーシップ宣誓制度」へのオンライン宣誓の導入について

○事務局(高橋) ただいまから令和7年度第1回ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会を開催させていただきます。進行を務めさせていただきます人権男女共同平和国際課の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。まず初めに新年度の人事異動によりまして事務局職員の異動がございましたので、簡単に自己紹介をさせていただきます。

○事務局(鈴木) 人権男女共同平和国際課に今年度配属になりました鈴木と申します。よろしくよろしくお願いいたします。

○事務局(宇田川) 人権男女共同平和国際課の宇田川と申します。昨年度に引き続き、よろしくよろしくお願いいたします。

○事務局(高橋) 改めまして高橋と申します。本年度から配属になりました。どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議でございますが、井上副会長と相原委員からご欠席のご連絡がございました。鈴木委員におかれましてはオンラインでの参加となっております。ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会要綱第6条の規定に定める半数以上の委員が出席されていますので、この会議が成立しておりますことをご報告いたします。次に会議の公開・非公開についてお諮りさせていただきます。本市におきましては、市政において重要な役割を果たしております各種審議会等の附属機関やこれに準ずる機関の会議につきましては、市政運営や施策形成における公平性および透明性を高められるように藤沢市情報公開条例第30条の規定により原則公開としております。この協議会におきましても公開を原則として運営してまいりたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○事務局(高橋) ご異議がありませんので、この協議会は公開とさせていただきます。続きまして、本日の傍聴人の確認をさせていただきます。

(傍聴人入室)

○事務局(高橋) 本日の会議につきましては、記録を作成する関係上、発言内容を録音させていただきます。ご発言される際は職員がマイクをお届けいたしますので、マイクを使ってご発言くださいますようご協力をお願いいたします。本日傍聴される方につきましては、会議の円滑な運営にご協力くださいますようよろしくお願いいたします。続きまして資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました資料として、会議の次第、裏面が委員名簿になっているものです。続きまして資料1-1令和6年度事業実績及び令和7年度事業予定について。資料1-2令和7年度ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会議題一覧(予定)。資料2-1として冊子で資料番号は特に振っておりませんが、ふじさわ女性支援計画をご用意しております。続きまして資料2-2ふじさわ女性支援会議設置要綱(案)。資料3-1、2025年2月27日記者発表資料といたしまし

て、「藤沢市は海老名市と「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結します」。最後に資料3-2といたしまして、2025年3月3日記者発表資料「藤沢市パートナーシップ宣誓制度」にオンライン宣誓を導入します」以上が本日の資料となりますが資料が不足されている方いらっしゃいましたら挙手にてお知らせいただければと思います。

(挙手なし)

○事務局(高橋) それでは、ここからの議事の進行は木村会長にお願いいたします。

【議題(1) 令和6年度事業実績及び令和7年度事業予定について】

○木村会長 今年度もどうぞよろしくお願いいたします。議題に入っております。議題(1)として、令和6年度の事業実績と令和7年度の事業予定についてのご説明を事務局からお願いします。

○事務局(宇田川) それでは、資料の1-1に沿って、いくつかピックアップしてご説明いたします。まずは資料1-1の1ページ目、ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会の運営についてです。令和6年度実績といたしまして、協議会を3回開催した他、昨年度はふじさわ女性支援計画の策定に向けて専門部会を2回開催いたしました。令和7年度につきましては例年どおり3回の開催を予定しております。予定している議題は資料1-2のとおりでございます。例年と異なる点として、1月21日に開催する予定の第3回協議会において、詳細は後ほど議題(2)でご説明いたしますが、今年度からふじさわ女性支援計画がスタートしており、(仮称)ふじさわ女性支援会議を設置する予定です。ふじさわ女性支援計画の事業の進捗管理につきましては、ジェンダー平等プラン推進協議会で行うことになっておりますので、ふじさわ女性支援計画に係る議題が追加となっております。資料1-1にお戻りください。引き続き、ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会の運営の部分で、「2 プランの進行管理」でございます。昨年度の実績につきましては現在集約中でございますので、第2回の協議会で共有をさせていただきます。現在のジェンダー平等プランは、2030年までの10年間を目標年次として策定しており、令和7年度は前期期間の最終年度となります。当初ジェンダープランを策定した際には、概ね5年ごとの改定を予定するというようになっており、当初の予定ですと本来であれば令和8年度の後期期間開始に向け、今年度中に計画の中間見直しを行うところなのですが、昨年度3月にふじさわ女性支援計画をジェンダープランの別冊として策定しており、今年度から新たな取組も開始することから、今回は大幅な中間見直しは行わずに、令和8年度の後期期間に向けて、ジェンダープランの各重点目標の具体的事業が5年経過して廃止になったり、内容が変更になったり、また新しく始まった事業などもございますので、

今年度中に庁内に照会をし、具体的事業の見直しや修正を行っていきたいと考えております。この具体的事業の見直しのタイミングで、進捗管理の帳票もこれまでの協議会でいただいたご意見を踏まえ、見直しをしていきたいと考えております。

続きまして、藤沢市DEI推進会議の運営についてです。こちらの会議体はジェンダー平等、男女共同参画に関する施策の推進を図っている庁内会議で、多様性や包摂性に加えて公平性の考え方が重要になっていることを踏まえ、今年度から会議体の名称をD&I推進会議からDEI推進会議に変更しております。各課に1名ずつ配置をしているD&I推進責任者とD&I推進員につきましても、それぞれDEI推進責任者、DEI推進員と名称を変更しております。こちらの会議体につきましては、昨年度は会議を1回開催しており、令和7年度も1～2回ほど開催ができればと考えております。

続きまして審議会等の女性登用比率についてです。令和6年度は、国の基準で31.1%、市の基準で42.1%となり、過去5年間はほとんど比率が変わらない状況です。目標の達成に向け、毎年、DEI推進会議で審議した後、市長名で対応方針を庁内に発出し、審議会などの委員の選任前には各課が人権男女共同平和国際課に取組内容を報告するよう取組を進めております。令和7年度の女性登用比率につきましても、現在集計中でございますので、第2回の協議会で共有させていただきます。

続いて、啓発事業のうち職員研修につきまして、令和6年度は資料に記載の5つの研修を実施いたしました。その中の3番、「ジェンダー平等に係る政策課題研修」は、階層別研修の一つとして令和5年度から新たに開始した研修となります。昨年度は木村会長と田村委員に講師をお願いしまして、企業のD&Iを学ぶ研修をワークショップ形式で実施いたしました。令和7年度もDEIに関するワークショップ形式の研修を開催する予定で調整をしております。5番「女性視点等から避難所運営を考える防災研修」は、内閣府が実施をしている「地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業」を活用して、危機管理課(現在の災害対策課)と共催で初めて実施したものでございます。

続いて、市民・企業への啓発のうち、男女共同参画週間(藤沢市ジェンダー平等推進週間)事業について、本日もこの建物の1階のエスカレーター横で、パネル展を開催しております。お帰りの際にぜひお立ち寄りください。

続いて、資料2ページ目、講演会セミナーの開催についてです。令和6年度は本課主催の講演会を1本と他課との共催による講演会を2本実施いたしました。主催の講演会では、「多様な性ってなんだろう？」をテーマとし、認定特定非営利活動法人ReBitの三戸花菜子様にご講演いただきました。共催の事業としては、保健予防課と共催し、困難な問題を抱える女性に関するテーマでオンライン講演会を実施したものが1本、辻堂公民

館と共催し、多様な性をテーマに地域において啓発を実施することができましたので、令和6年度は社会情勢を踏まえたテーマを設定して講演会が実施できたと考えております。令和7年度の講演会の内容は現在未定ではありますが、引き続き、社会情勢を踏まえたテーマで、事業が実施できるよう検討してまいります。

続いて、インターネットによる情報発信についてです。Web記事「かがやけ地球」の発行について、令和6年度までは、PDFデータの記事をホームページに掲載する形としていましたが、PDFデータにテキストデータが含まれておらず、インターネットでの検索結果に出てこない等の課題がありましたので、令和7年度からは、ホームページに直接文章を掲載する形に変更しております。また1月に発行していた分は、国際女性の日に合わせて3月の発行に変更をしたいと考えております。今年度の6月号は6月23日(月)に公開しており、今回は男性保育士へのインタビュー記事として戸島委員にご協力いただきました。ぜひ皆様もご覧ください。

その他ですけれども、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市基本計画の部分は、議題(2)でご説明させていただきます。また、多様な性を尊重する社会づくりに向けた取組の中の令和6年度実績に係る部分は、その他の情報提供の部分でご説明いたします。その他の各事業については記載のとおりとなります。委員の皆様のご意見をお伺いしながら、より効果的な事業が実施できればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○木村会長 それでは、何かご質問・ご意見のある方は、挙手いただけますでしょうか。

(池田委員挙手)

○木村会長 池田委員、お願いします。

○池田委員 自殺対策講演会を拝見したのですが、女性のメンタルヘルスガイドということで、行き詰まったときに行動的にどうすればいいかということのを参考にいくつかお話をさせていただいて、それがすごくいいなと思いました。うちの長女が中3で思春期なのですが、講演会の言葉を書いて鏡に貼っておいたのです。要らなかつたらはがすかなとも思いましたが、この1年間ずっと貼ってあるのです。やはり子どもにとっても響くことだったのだと思いました。大変良い講演会を聞かせていただきました。

○木村会長 再生回数も記載されていますね。多いか少ないかの判断がしかねる数字ではあるのですが、貴重なお話だったのだと思います。予定ということで、令和7年度も引き続き、いろいろな取組がされるかと思っておりますので、どうぞ皆さんご注目ください。

【議題(2)「ふじさわ女性支援計画」の策定について】

○木村会長 それでは、議題(2)の「ふじさわ女性支援計画」の策定についてのご説明を事務局からお願いします。

○事務局(鈴木) 議題(2)「ふじさわ女性支援計画」の策定についてご説明させていただきます。「ふじさわ女性支援計画」の策定につきまして、ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会の皆様には、大変ご尽力いただきまして、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。改めて内容の概要を説明させていただきます。1ページを開いていただき、第1章計画策定の背景と基本的な考え方でございます。2024年4月1日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定され、同法第8条の第3項に基づく市基本計画として本計画を策定しております。3ページ、藤沢市の計画の特徴と背景となります。計画の策定にあたっては、12歳以上の藤沢市民の女性3,000名を無作為抽出し、市民意識調査を実施しました。さらにパブリックコメント等を実施し、女性が抱える困りごととして、健康問題や家庭や家族の関係における問題がどの年齢層においても上位になっていたということから、ジェンダー構造から生じる様々な問題等に対応するため、女性目線に立った適切な支援を図っていくために、ふじさわジェンダー平等プラン2030の別冊として策定しております。4ページの計画の期間及び進捗管理になります。別冊ということで、ふじさわジェンダー平等プランと期間を合わせており、2025年4月1日から2031年3月31日までの6年間を計画の期間としております。5ページ第2章計画の方向性になります。基本理念といたしまして誰一人取り残さないインクルーシブな支援を通じて、すべての女性のウェルビーイングを実現するというものと、基本方針として、こちら本市の特徴になりますが、女性を取り巻く様々な主体を繋ぎ、課題や情報、必要なツールの共有や提供などを通じて、支援者を支える施策を推進していくということが基本方針となっております。続きまして6ページの重点目標と課題と取組になります。3つの重点目標を設定しております。1つ目が生活上の困難に対する支援、2つ目が女性に対する暴力の根絶と被害者支援の充実、3つ目が生涯にわたる健康づくりと性の理解推進というものになっておりまして、それぞれ重点目標に施策の方向性というものがございまして、取組が一つ一つぶら下がっているような形となっております。そして第4章が関係機関と連携・協働した支援体制の充実というものを書かせていただいております。一つ一つの具体的な取組については割愛させていただきましたが、ふじさわ女性支援計画の概要の説明とさせていただきます。

続いて資料2-2ふじさわ女性支援会議設置要綱の説明に移ります。女性支援計画の中にも、女性支援会議を設置すると謳っておりまして、13ページのDVに係る庁内外の連携の強化というところで(仮称)藤沢市女性支援会議の設置というものの記載がござ

います。もう一つ、22ページ(仮称)藤沢市女性支援会議設置による関係機関との連携・協働の促進というものをこちらにも記載させていただいております。現在、ふじさわ女性支援会議設置要綱(案)を皆様へ提示させていただいております。所掌事務といたしまして困難な問題を抱える女性に関する情報交換というものを実施して参ります。さらに、相談及び当該相談に係る事例を踏まえた取組の検討に関する事、さらには適切な対応を図るための支援体制の構築に関する事をこちらの中で協議して参りたいと考えております。構成員になりますけれども様々な主体が日頃から顔を見える関係性を築くということを目的としておりまして、学識経験者の方、民間団体、企業、行政機関、市職員等を委嘱、任命をいたしまして運営していきたいと考えております。第4条の任期ですが、2年任期と考えておりまして基本的には再任を妨げないものとして考えております。今年度につきましては年度途中から開始をするということもありまして、令和8年3月31日までの期限といたしまして約半年の任期となっております。第5条、支援会議では会長と副会長の方を互選によって定める事を想定しております。第6条、意見の聴取ということで本市の困難な問題を抱える女性の支援をより効果的に推進し、適切なものとするため、必要がある場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる事を記載しております。第7条、事務局です。こちらはジェンダー平等、男女共同参画に関する事務局の所管課に置くかとありますので、人権男女共同平和国際課が事務局となって運営してまいります。第8条の守秘義務ということで、女性支援会議の事務に従事する者、従事していた者は正当な理由がなく、事務に関して知り得た秘密を漏らしてはいけないという内容となっております。今回、ふじさわ女性支援会議の設置要綱(案)という形でこちらを諮らせていただきまして、何かご意見等ありましたら、そちらの内容を反映した形で庁内の決定に進めていければと思っております。

○木村会長 それでは、2番目の議題に関しまして、計画の内容を改めての確認に加えて、支援会議の設置要綱に関してのご質問ご意見を承ります。いかがでしょうか。

(戸島委員挙手)

○木村会長 戸島委員、お願いいたします。

○戸島委員 設置要綱の第3条の(1)から(6)まで書いてありますけれども、こちらは年齢は特に関係はないのですか。何歳からが対象なのでしょう。

○事務局(鈴木) 具体的に特に年齢は定めてはいません。

○戸島委員 中学生や高校生でも大丈夫ですか。

○事務局(鈴木) 会議自体はやはり日中の時間帯になりますので、学業に影響が出なければ問題はないと思っております。学生の方が増えるのであれば土曜日・日曜日の開催も検討が必要になってくると思います。

- 戸島委員 幅広い年齢層の方に来ていただいた方がより良い会議になるのではないかと
思ったので、質問させていただきました。ふじさわ女性支援計画は、完成形ですよ。
- 事務局(鈴木) はい。
- 戸島委員 これ自体はどこで手に入るのですか。
- 事務局(鈴木) ホームページでこちらは公開しております。製本された在庫が人権男女
共同平和国際課にございますので、必要があればお渡しできます。
- 戸島委員 市民センターには置いてありますか。
- 事務局(鈴木) 現在、市民センターには設置していません。
- 戸島委員 せっかく立派なもののできたので、いろいろなところで設置していただくと
良いと思います。うちの施設のようなところでも設置ができますのでご相談いただけれ
ばと思います。
- 事務局(鈴木) ありがとうございます。
- 木村会長 他に何かご意見・ご質問ございますか。
(古田委員挙手)
- 木村会長 古田委員、お願いします。
- 古田委員 設置要綱ということなので、私が今から言うことが正しいのかどうかはわから
ないのですが、会議を行った時の内容についての開示に関しては、どのようにお考えな
のかを教えてくださいたいです。この会議を行って、その後に具体的にどのように生か
そうと考えていらっしゃるのかを教えてくださいたいです。
- 事務局(鈴木) 基本的には、参加される様々な主体の方の顔が見える関係作りをする
ということ、支援体制の構築も非常に重要と考えておりますので、横の繋がりを強くする
ということ、あとは情報交換をすることによって、より円滑に女性への支援が進むよう
なことを検討してまいりたいと考えております。
- 木村会長 資料1-2の今年度のプラン推進協議会の議題一覧に、第3回にいろいろな
女性支援会議関連のアジェンダが載っていますけれども、そのあたりで何らかの活動報
告が予定されているという理解でよろしいですか。
- 事務局(鈴木) そのとおりでございます。
- 木村会長 わかりました。その他いかがでしょうか。
(本間委員挙手)
- 木村会長 本間委員、お願いいたします。
- 本間委員 要綱第2条「次に掲げる事項を所掌する。」のところで、(1)情報交換はわかり
ます。(2)事例を踏まえた支援をするための取組とありますが、取組というのは、どのよ
うなことを指すのでしょうか。

- 事務局(鈴木) 基本的に、緊急の対応は各課の担当で行い、ケース会議などを実施すると思うのですが、「こういった場合はこういった支援があったよね」とか「こういった資源を使えたんじゃないか」というような情報共有をして、今後の取組の検討をしていくということを考えています。
- 本間委員 例えば「こういう方にこういう支援が実際に行われました」ということについて、事後的に情報を精査して、施策に変換していけるのではないか、あるいは民間の社会資源をこのように活用できるのではないか、という戦略会議みたいな感じでしょうか。
- 事務局(鈴木) 戦略会議とまでは言えるかわからないのですが、フォローアップではないのですけれども、「このような対応がありました」という共有と、「このような方策もあったのではないか」というような話ができればと考えております。
- 本間委員 私どもはどちらかという、そういう会議の人たちから見て、社会資源と位置づけられる側にあると理解しております。社会資源の側からすると、こういう会議でこういうふうに使われるのではないかというような話が共有されればされるほど、ものすごく大変になっていくのではないかという怖さがあるのですが、いかがでしょうか。
- 事務局(鈴木) どういったケースがあったかというような個人がわかるようなものというのは掲示しないような形で考えておりますので、社会施設の方々にはご迷惑がかからない程度で、内容は共有できたらと考えております。
- 本間委員 というよりも、情報共有・連携体制を推進すればするほど、資源は急速に摩耗していきます。要するに、支援体制が整えば整うほどそれを支える資源の方が整備されていなければ、あっという間に枯渇してしまうと思うのです。(3)支援体制の構築に関することは、ただ仕組みを作るというよりも、社会資源は有限なリソースであり、手入れをすることで維持できるというような視点も含んでいただきたいです。そうでないと、この文言だけ拝見すると怖くて仕方ありませんでした。よろしくお願いいたします。
- 事務局(鈴木) 要綱の内容や解釈の内容については、一度検討させていただきます。
- 木村会長 会議体の目的みたいなところは、きちんと位置づけられた方がステークホルダーとして想定される方々にとっても、こういう目的なのだということと理解がしやすいのではないかなと思いますので、そのあたりは留意していただけたらと思います。内容が内容ですので、村上委員には専門部会にもご参加いただきまして、こういった会議体が設置されるということで、現実的な課題も含めて、ご意見ご要望等あれば、コメントいただきたいのですけれどもよろしいでしょうか。
- 村上委員 コミュニティソーシャルワーカーの立場からというわけではないのですけれども、計画の取組がどう行われているのかということの評価していく形は今後、取っていくのでしょうか。

○事務局(鈴木) 基本的な事業の取組状況や進捗状況というのは、こちらの会議の方で評価していく形になります。

○村上委員 こちらの会議でということですね。

○木村会長 その他に何かございますか。

(星野委員挙手)

○木村会長 星野委員、お願いします。

○星野委員 要綱第3条で、一般公募もされるということですか。

○事務局(鈴木)現状、一般公募は考えておりません。

○星野委員 先ほど、戸島委員からお話が出ました学生は参加できないかなと思うのですが、民間団体や企業が参加するのですか。

○事務局(鈴木) 民間団体、NPO 法人といった団体に所属されていて、そこからの推薦ということであれば、学生であっても基本的には、こちら会議の対象にはなると思っております。市民公募で学生というのは、今のところ想定してなかったということになります。

○星野委員 民間の人でも参加できるようにハードルを下げた方がいいかなと思いましたが、ふじさわ人権協議会の委員には高校生が入っていました。若い人が入るようにしていただけたらいいかなと思いました。

○事務局(鈴木) 持ち帰って検討させていただきます。

○木村会長 特に人権的な領域に関して、昨今はユースワークという言い方が適切かわかりませんが、若年層の特別に枠を設けて代表した形で意見を聞くという流れもございますので、検討の余地は一つあるのかなというところですね。会議体の目的によって、そこも変わってくるかと思えます。プロフェッショナルな方々がケースも含めて検討し、提言されていくような会議体というふうに私としては理解をしておりましたので、皆さんの認識がずれてしまうと若い方の声が聞かれないのかというような疑問に繋がりますので、目的の明確化はしていただきたいと思えます。その他にございますか。

(山田委員挙手)

○木村会長 山田委員、お願いします。

○山田委員 第3条に「委嘱し、または任命する」と書いてあるのですね。第4条には、「委嘱された委員の任期は、2年とし」と書いてあるのですが、任命された人の任期も同じだということでもいいのですかね。

○木村会長 特定の任期を設けるということが適切なかどうかということでしょうか。

○山田委員 委嘱された委員の任期は書いてあるのですが、任命された人の任期が書いてないので、任命された人の任期も委嘱された委員と同じかどうかというところを伺いたいです。

- 事務局(高橋) 委嘱というのが外部の団体等からご参画いただく方で、任命というのが内部で、行政機関の対象とする課の職員にお願いをするものです。行政機関の職員は異動してしまうと担当者が変わってしまうというところもありますので、委嘱は外部の方、任命は内部の職員と使い分けており、任命された方には任期を設けておりません。
- 山田委員 任命された人は任期が継続するということですか。
- 事務局(高橋) 異動によって人が変わるのですけれど、対象とする課から1人参加してくださいということは変わらないので、特に任期という考えではないということになります。
- 山田委員 分かりました。
- 木村会長 任命の部分は市職員の方ということですね。他にいかがでしょうか。
(高橋委員挙手)
- 木村会長 高橋委員、お願いします。
- 高橋委員 会議体の開催頻度はどれくらいを想定されているのですか。
- 事務局(鈴木) 今年度は、10月に1回と1月か2月に1回というのを考えております。
- 高橋委員 分かりました。
- 木村会長 それでは、他にはよろしいでしょうか。第3回の方でご報告ということになりますけど、もし何か動きございましたら、第2回の方でも取り扱いいただければと思います。よろしくをお願いします。

【その他 (情報提供)「パートナーシップ宣誓制度に関する自治体間連携に関する協定」の拡大及び「藤沢市パートナーシップ宣誓制度」へのオンライン宣誓の導入について】

- 木村会長 用意された議題は以上になるのですけれども、その他ということで情報提供の件がございますので、事務局の方からお願いします。
- 事務局(宇田川) その他の情報提供ということで、パートナーシップ宣誓制度に関する情報提供を2件させていただきます。初めに資料3-1をご覧ください。3月1日に海老名市とパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結いたしまして、同日3月1日から連携を開始いたしました。この自治体間連携ですけれども、パートナーシップ宣誓をされた方の転出入時の負担軽減を目的として実施している制度でございます。通常ですと、宣誓された方が転出する場合は、転出元で発行された証明書等を転出元に返還した上で、転出先に行った後に再度、戸籍証明等の書類を1から揃えて、宣誓をしていただくのですが、自治体間連携を締結している自治体間で転出入をする場合には、まず転出元の自治体に受領証等の返還をする必要がなくなり、転出先の自治体で転出元の受領書等を提出していただくことで戸籍の証明書の提出を省略することができるというものです。既に茅ヶ崎市、寒川町、横浜市、伊勢原市とは連携をしてお

り、海老名市を加えて、今回で4市1町と連携をしているということになります。これまでに連携を利用して藤沢市に転入をされたのは1組でございまして、反対に藤沢市から転出されたのも1組という状況です。今後も隣接している自治体を中心に連携を広げ、引き続き宣誓される方の負担軽減を図っていきたいと考えております。

続いて、資料3-2をご覧ください。3月10日から藤沢市パートナーシップ宣誓制度においてオンライン宣誓を開始いたしました。これまでは、パートナーシップ宣誓をされる方は、宣誓されるお2人が揃って平日の開庁時間にお越しいただく方法しかなく、さらに受付から受領証等の交付までに2時間程度お時間をいただくこともございまして、令和4年度に宣誓者アンケートを実施した際に、こういった宣誓手続きが「負担である」「やや負担」であるという回答が6割ほどございました。同じ宣誓者アンケートの中で、宣誓手続きの形態として、電子申請と市職員の対面との選択制を希望される方が9割を超えたことも踏まえ、今回、電子申請システムを利用して、宣誓から交付まで来庁不要で完結できるオンライン宣誓を導入いたしました。神奈川県では全ての市町村がパートナーシップ宣誓制度を導入しているのですが、調べた限り、来庁不要で完結できる手続き方法を導入したのは、県内では藤沢市が初めてという状況です。オンライン宣誓を導入したメリットとして、宣誓される方は市役所が開庁していない土日祝日、夜間でも宣誓ができるようになり、受領証をお渡しするまでの待ち時間もなくなりますので、そういった部分の負担が軽減できたと考えております。従来に対面による宣誓も引き続き可能ですので、宣誓される方のご希望に応じて対応していきたいと考えております。本日時点でまだオンライン宣誓の利用はないのですが、今後も宣誓される方の声に寄り添い、パートナーシップ宣誓制度を運用していきたいと考えております。情報提供2件は以上です。

○木村会長 県内初なのですね。存じ上げませんでした。何かこの件でご質問はございますか。

(古田委員挙手)

○木村会長 古田委員、お願いします。

○古田委員 電子申請を行うのに例えばマイナンバーカードを持ってないとできないなどという制限はあるのでしょうか。

○事務局(宇田川) 特にありません。電子申請システムでメールアドレスを登録していただくため、メールアドレスとインターネット環境があれば手続きができます。

○木村会長 よくイベントの申し込みで使用している申請システムですよ。

○事務局(宇田川) e-kanagawa電子申請というもので、イベント等の際に本市がよく使っているシステムを利用しております。

○木村会長 手軽でよろしいのではないかと思います。他に何かございますか。

(星野委員挙手)

- 木村会長 星野委員、お願いします。
- 星野委員 必要書類の中に住民票の写しがありますが、電子申請の場合は住民票の写しを取って、スキャンして、添付するということですか。
- 事務局(宇田川) そのとおりです。紙で住民票の写しと戸籍の証明書を取っていただき、スキャンしたデータをシステムにアップロードしてご提出いただきます。
- 星野委員 住民票の写しは電子では発行してないのですか。
- 事務局(宇田川) 住民票の写しは電子での発行をしていませんので、宣誓の際には紙の証明書をお取りいただいています。
- 星野委員 それから、1人目と2人目がパートナーであるというのは、お互いの名前もシステムに入力してもらうことで確認するのですか。
- 事務局(宇田川) まずお相手のパートナーの方のお名前を、1人目、2人目のオンライン宣誓時にそれぞれご入力いただきます。また、1人目の宣誓が終わりますと、整理番号が発行されますので、2人目の方には1人目宣誓時の整理番号を入力していただくようにしております。お2人がパートナーであるということは、この2点で確認できるようにしております。
- 星野委員 あと、今までに申請した方でパートナーを解消した方は何組かありましたか。
- 事務局(宇田川) パートナーシップ宣誓書受領証等を返還された件数は4件と公表していますが、返還理由については公表しておらず、件数はお伝えできませんが、パートナーシップを解消したいとの申し出は過去にありました。
- 星野委員 わかりました。
- 木村会長 他に何かご質問がなければ、本日これで以上となります。まだ時間があるのでよかったら、ご発言が特になかった方を中心に感想も含めてお話いただけたらと思うのですが、川口委員、気になった話題など、何かございましたらお願いします。
- 川口委員 パートナーシップ宣誓制度は、今まで何件くらい制度を利用された方がいらっしゃるのでしょうか。
- 事務局(宇田川) 本日時点で70組140の方が宣誓していただいています。
- 川口委員 年々増えているのですか。
- 事務局(宇田川) 正直、年によって変動がありまして、一番多かったのは制度を開始した最初の年です。おそらく制度の開始を待っていた方々がいたということで一番多かったです。あとは年によって増えたり減ったりというところで、最近では事実婚といいますが、異性間のカップルの宣誓が増えてきた印象があります。

○川口委員 選択的夫婦別姓も見送られてしまったので、異性間カップルからの宣誓は、ますます増えるのかなと思いました。ありがとうございます。

(古田委員挙手)

○木村会長 古田委員、お願いします。

○古田委員 今、異性間カップルからの宣誓が増えているという話があったのですが、「事実婚」と「内縁関係」とは、どのように変わってくるのですか。

○事務局(宇田川) 事実婚と内縁関係は法的に婚姻届を出していないという状況としては同じかと思います。先ほど「事実婚」と言ってしまったのですけれども、宣誓された方々に、例えば「事実婚ですか、内縁ですか」と聞いているわけではないので、ご本人たちがどのように捉えられているのかも確認はできておりません。

○古田委員 もう一点、パートナーシップ宣誓をすると、住民票にはどのように記載されるのですか。

○事務局(宇田川) 同じ住所にお住まいでも、住民票上、世帯を一つにすることもできますし、それぞれが1人の世帯主の世帯として別々の世帯とすることもできるということがまず前提にございます。お2人が同じ世帯であった場合、パートナーシップ宣誓をしたことで、自動的に住民票上の続柄欄が変わることはありませんが、異性間カップルのお2人が同じ世帯で、パートナーシップ宣誓したことを機に、続柄を変えたいということであれば、縁故者や、妻(未届)、夫(未届)という表記とするよう、住民票の担当の方で手続きができます。住民票上の続柄の変更手続きは申し出に基づくものなので、お手数なのですがパートナーシップ宣誓をされた後に、住民票の窓口に行って、別途手続きをしていただくこととなります。

○古田委員 続柄を変更しないことを選択した場合には、住民票上は同居人という形になるのですか。

○事務局(宇田川) 同居人という表記になるかと思います。

○古田委員 わかりました。

○木村会長 ありがとうございます。鈴木委員、本日のご感想など、何かございましたら一言お願いできますか。

○鈴木委員 本日はオンラインでの参加ですみません。今年もたくさん企画があって、私も参加してみようかなと思いました。ありがとうございます。

○木村会長 オンラインでご参加いただきまして、ありがとうございます。これからもよろしくお願いします。その他、何かある方いらっしゃいますか。

(池田委員挙手)

○木村会長 池田委員、お願いします。

○池田委員 ふじさわ女性支援計画を見ていて、こういった視点もこれから必要なと思ったことがあったので、ご意見をさせていただきたいと思います。女性支援計画の冊子の4ページのところで、困りごとについて回答いただいている、数多く困りごとがある。困りごとがあるからこそ、女性支援計画というのはできるのかなと思うのですが、例えば20代・30代は、50%以上の方が「あてはまらない」と回答しています。10代はそもそも、あてはまらないのかもしれないのですが、気づかないケースというのもあるのかなと思っています。それが何かっていうと、都内の自治体の会議に参加したときに、市民公募の方でママさんだったのですが、2歳のお子さんを連れていて夜の会議に出ていたんですね。その方は夫の働きが長時間労働だったのか夜間帯だったのかははっきり覚えていないのですが、「男女共同参画が始まらないと、私のキャリアは始まっていかない」とおっしゃっていたのですよね。それは、困っていることに入らないのかもしれないのです。ありふれたことかもしれないのです。ただそう思っていて、困りごとじゃないかもしれないけれども男女共同参画というのを求めている方は実はとても多いのではないかなと思っています。それは女性支援計画ではなくて、これからのふじさわジェンダー平等プラン2030のところで、そういった方をエンパワーメントしていかないといけないじゃないですか。2021年の国のデータでいくと、全体の女性の4割がパートを選んでいて、正社員は3割、専業主婦は3割で、一番多いのです。それが選びやすいとか、選ばざるを得ないという方もとても多いと思うのです。ここでエンパワーメントしておかないと、結局、その方たちに何か問題があったときに女性支援計画に頼らざるを得ないということにもなりかねないということです。ということは、通常のありふれたところにもしっかりとビジョンとして目を向けていかないと、女性支援計画の方に割合高くなっていくのではないかなと思いました。これからのビジョンとしてそういった支援も入れていただけないのではないかなと思ったので、ご意見させていただきました。

○木村会長 非常に示唆に富むご意見をいただきました。困り事になる前の声なき声といえますか、時代に応じて変わってくるような部分というのはあるかと思えます。そのあたりで、もしかすると私たちのこの会議体が皆様、多様なバックグラウンドをお持ちの方ですので、それぞれの皆さんの気づきを持ち寄っていくことによって、上がってこないような視点が見えてくるということがあるかと思えますので、遠慮なく皆さんの視点ですとか着眼点を持ち寄ってこれからもご意見をいただけたらと思います。それでは、会議体の方はこれで終わりにいたします。

○事務局(高橋) 木村会長、議事進行ありがとうございました。傍聴の方におかれましてはこの時点で公開の協議会は終了となりますので、ご退席をお願いいたします。委員の皆様は事務連絡がありますのでもうしばらくお待ちください。

(傍聴人退室)

○事務局(高橋) それでは事務連絡です。次回第2回の協議会につきましては10月15日(水)午前10時半からを予定しております。場所は藤沢市役所本庁舎5階会議室5-1となります。開催日が近くなりましたら、改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また本日の会議の議事録を作成でき次第、皆様にメールでお送りいたしますので、ご確認をお願いいたします。それでは以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

以上